

## 職業安定情報

### 中途採用で給付は？ 60歳よりも賃金減る

雇保



60歳以上の者を採用予定です。失業手当の残日数に応じ再就職手当が支給されますが、賃金が低下した場合の高年齢再就職給付金とは併給できるのでしょうか。



#### 再就職手当と一方選択

高年齢再就職給付金は、60歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となった場合に、再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額の30を乗じて得た額の75%に相当する額を下回ったときに、再就職後の支給対象月について支給されます（雇保法61条の2）。



高年齢再就職給付金は、「安定した職業に就いた場合」の再就職手当と併給できません（雇保法61条の2第4項）。一方を選択します。

再就職手当（本体部分）は一時金で、再就職後の賃金変動に影響されません。対して、高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数に応じて1年または2年かけて支給されます。その他、前者は年金との併給調整がないのに対して後者はあります。再就職手当を受給しても、再就職後の賃金低下をカバーする「就業促進定着手当」があることも考慮が必要でしょう。

ハローワークでは、失業の認定日等に選択の仕組みに関して教示を行うとしています（雇用保険業務取扱要領）。

### 1日でも対象か 介護給付の支給条件

雇保



親の介護で年休を消化していた従業員から、介護休業という話がありました。休業は長引かないということですが、無給の休業日が1日でもあれば介護休業給付の対象になると考えていよいのでしょうか。



#### 賃金が8割出るとダメ

介護休業給付金は、「支給単位期間」ごとに支給されます。休業をした日から1ヶ月ごとに区切った期間です。100%賃金が出る年休を消化してから休業を検討することは十分考えられます。



支給単位期間は、就業していると認められる日（全日休業日以外の日）が10日以下であることが条件です。支給単位期間の日数が30日であれば、全日休業日が20日必要になります。ここでいう全日休業日には、公休日も含みます（雇用保険業務取扱要領）。

休業終了日が含まれる支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、さらに全日休業日が1日以上あることが条件です。

短期（30日未満）の休業をした場合、期間全体が休業終了日が含まれる支給単位に該当するため、後の条件に基づき判断することになります。その支給単位期間の賃金額が、賃金月額の8割以上のときには支給されません（雇保法61条の6第5項）。